

新嵐山スカイパークの今後について(2023.7.12 全員協議会資料)

1. 現状

新型コロナウイルスなどの影響により、新嵐山スカイパークの指定管理事業者であるめむろ新嵐山株式会社の債務超過が続いている。令和4年度については、コロナ交付金などにより、黒字になったものの、令和5年度については、資金繰りが逼迫しており、危機的な状況である。

同社は、町が100%出資している会社であり、出資者の責任として、従業員の給料や仕入れ先への未払いは避けなければならない。

また、現在の形態・経営状況のままでは、利益を上げることは難しく、今後は、施設の老朽化などにより、経費負担はさらに増える傾向にある。

2. 対応案

- (1) 町民の財産である、新嵐山スカイパークを守ることを大前提とする。
- (2) 債務超過の要因は、指定管理の委託料における町の積算と実績の乖離であり、令和元年度分から令和3年度分の乖離分について、町が補助金として支出する。
- (3) めむろ新嵐山株式会社との指定管理委託契約を令和6年度まで1年間延長する。
- (4) 同社は、令和6年度の指定管理期間終了後に、清算する。また、令和5年度末までに第3セクター以外の手法を模索し、令和7年度以降は新たな経営体での運営を目指す。

3. 新たな在り方について

- (1) 第5期芽室町総合計画に基づき、芽室町の個性を体感でき、町民にとっても誇ることのできる魅力ある場とする。また、芽室町全体の観光政策をまとめた「(仮称)芽室町観光ビジョン」を令和5年度末までに策定し、そのビジョンにも基づくものとする。
- (2) 「新嵐山スカイパーク自分ごと化会議」からの提言は最大限尊重する。
- (3) 持続可能な運営を目指し、宿舎(宿泊・レストラン)・スキー場・キャンプ場・公園(展望台を含む)については、ゼロベースでの検討を行う。
- (4) 検討にあたっては、サウンディング調査など、民間企業の発想を最大限活用する。